

平成30年5月17日

南相馬市農業委員会
5月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 平成30年5月17日(木)午後1時50分開会
場 所 南相馬市労働福祉会館 会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	平 間 浩 一	出	11	半 谷 眞知子	出
2	瀧 澤 昇 司	出	12	佐 藤 邦 義	出
3	武 田 幸 俊	出	13	宮 川 フジコ	出
4	佐 藤 廣	出	14	岡 田 敏 文	出
5	瀧 田 宗 宏	出	15	早 川 孝 雄	出
6	山 内 弘 巳	出	16	佐 藤 良 一	欠
7	新 妻 一 信	出	17	寺 澤 白 行	出
8	南 原 正 大	出	18	牛 渡 隆 夫	出
9	二 谷 純 市	出	19	但 野 幸 一	出
10	佐々木 教 喜	出			

2. 出席職員

局長 佐藤 光 次長 齋藤 ひとみ 主査 山本 将之
副主査 鳥 健太郎 主事 平田 幸子 農政課主査 佐藤 俊文
農政課主査 但野典康 農政課副主査 角 奈央子

3 . 日 程

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 報告第 1 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の賃貸借の解約等の通知について
- 日程第 4 報告第 1 2 号 違反転用事案の報告について
- 日程第 5 報告第 1 3 号 農地等の生前一括贈与による贈与税納税猶予継続届出に係る
農業経営継続証明書の交付について
- 日程第 6 報告第 3 7 号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 7 議案第 3 8 号 農用地利用配分計画に係る意見について
- 日程第 8 議案第 3 9 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
- 日程第 9 議案第 4 0 号 農地法第 3 条の規定による貸借権設定の許可申請について
- 日程第 1 0 議案第 4 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について(市許可分)
- 日程第 1 1 議案第 4 2 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請につい
て(市許可分)
- 日程第 1 2 議案第 4 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請につい
て(県許可分)
- 日程第 1 3 議案第 4 4 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について
(市許可分)
- 日程第 1 4 議案第 4 5 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について
(県許可分)
- 日程第 1 5 議案第 4 6 号 農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について
(市許可分)
- 日程第 1 6 議案第 4 7 号 農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について
(県許可分)
- 日程第 1 7 議案第 4 8 号 現況確認証明願について

4．会議の概要

(開会 午後2時10分)

議 長 それでは、南相馬市農業委員会平成30年5月定例総会を開会いたします。欠席通告者は、16番佐藤良一委員であります。出席委員は会議規則第5条により定足数に達しております。

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名については、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号7番新妻一信委員、8番南原正大委員、9番二谷純市委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第2、諸般の報告を行います。まず、4月19日に、平成30年度鹿島区認定農業者経営改善研究会総会が亀八で開催され、平成29年度の事業報告や平成30年度の事業計画等について審議をし、いずれも原案のとおり決定したところであります。次に、4月25日に平成30年度福島県国際農友会原町支部総会並びに海外研修生の報告会が、ロイヤルホテル丸屋で開催され、平成29年度の事業報告や平成30年度の事業計画等について審議され、いずれも原案のとおり決定し、また、海外研修に行かれた研修生1名から研修内容等の報告を受けたところであります。次に、5月11日に、南相馬市農業者年金協議会役員会が市役所会議室で開催され、来たる代議員会への付議案件について協議するとともに、代議員会を5月22日に、万葉ふれあいセンターで開催することを決定したところであります。次に、5月16日、福島市のパルセいいざかにおいて、前期市町村農業委員会会長・事務局長研修会が開催され、事務局長とともに出席し、農地等の利用の最適化の推進についてをはじめとする4項目に関し、研修を受けたところであります。以上をもって諸般の報告といたします。

議 長 次に、日程第3、報告第14号、農地法第18条第6項の賃貸借の解約等の通知についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第14号についてご説明いたします。議案書2ページになります。今回1件の案件がございますが、合意による解約でありますので、県知事の許可を必要としないものとして手続きしましたことをご報告いたします。詳細につきましては記載のとおりでございます。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第4、報告第15号、違反転用事案の報告についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第15号についてご説明いたします。議案書の3ページから6ページ、整理番号1番から7番について、当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日等については記載のとおりです。違反転用に係る理由ですが、整理番号1番については、平成16年頃に亡き父が物置と屋根付き駐車場を設置し、今も使用しています。今回、この土地について調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。続きまして、整理番号2番については、平成7年頃から亡き父が近隣の方々の駐車場として貸出し今も利用しています。今回、この土地について調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。続きまして、整理番号3番については、45年以上前に亡き父が住宅、納屋、物置を建築し今も使用しています。今回、この土地について調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。続きまして、整理番号4番については、昭和50年頃から農業用倉庫を建築し今も使用しています。今回、この土地について調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。続きまして、整理番号5番については、昭和40年頃に自宅の周りに豚舎を建築し養豚を始めました。その後、昭和60年頃まで豚舎を使用していましたが、養豚を止めたことで、豚舎の一部を取り壊し駐車場として使用しています。また、進入路である市道が狭かったことから隣接する土地を進入路として使用しています。今回、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。続きまして、整理番号6番については、山地酪農により牧場として使用していましたが、平成10年に酪農を廃業してからは山林化していました。牧場の管理通路が使用可能だったことから、平成20年頃に奥の山林の土取工事を開始しました。東日本大震災及び東電の原発事故により避難中は工事を中止していましたが、解除後に福島県から大規模林地開発許可申請が必要であるとの指導があり、許可申請する際に登記地目を確認したところ、農地であることが判明したものです。続きまして、整理番号7番については、平成28年1月ごろに飲食店を開店する計画を立てましたが、4筆の土地が一体となっており現況が雑種地であったことから、1筆の農地が含まれていることが確認できませんでした。飲食店等の工事が完了し、登記関係の手続を進めていくにあたり農地が含まれていることが判明したものです。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第5、報告第16号、時効取得による所有権移転についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第16号についてご説明いたします。議案書の7ページから10ページになります。今回、法務局から時効取得を原因とする所有権移転登記の申請に関する通知がありましたので報告いたします。なお、時効取得を原因とする所有権移転登記につきましては、民法第162条に規定されており、農地法の規制対象外で農業委員会の許可は不要です。詳細につきましては、記載のとおりでございます。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第6、議案第49号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。なお、この議案には議事参与の制限に該当する案件がありますので、整理番号11番を先に審議いたします。農業委員会法第31条の規定により、17番委員にはこの間、退席を願います。暫時休議をいたします。

(休議)

議 長 再開をいたします。事務局から整理番号11番、の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第49号の整理番号11番についてご説明いたします。議案書の11ページから13ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するにあたりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して、適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者農政課担当職員から説明を求めます。

農政課 それでは、議案第49号のうち、整理番号11番について説明いたします。議案書12ページとなります。内容については記載のとおりとなっております。また、賃料については、双方合意のうえ決定しております。ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 17番委員の復席を許します。暫時休議をいたします。

(休議)

議 長 再開をいたします。事務局から議案第49号残り全部の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第49号の残りすべてについてご説明いたします。議案書の11ページから13ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者農政課担当職員から説明を求めます。

農政課 それでは、議案第49号の残りすべてについて説明いたします。議案書12ページから13ページとなっております。今回、利用権設定24件、内容については記載のとおりとなっております。また、賃料については双方合意のうえ決定しております。ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第7、議案第50号、農用地利用配分計画に係る意見についてを議題といたします。なお、この議案には議事参与の制限に該当する案件がありますので、整理番号1番を先に審議いたします。農業委員会法第31条の規定により、10番委員には、この間、退席を願います。暫時休議をいたします。

(休議)

議 長 再開をいたします。事務局から整理番号1番、の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第50号の整理番号1番についてご説明いたします。議案書の14ページから15ページになります。市が農用地利用配分計画を策定するにあたりまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課である経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者農政課担当職員から説明を求めます。

農政課 議案第50号のうち、整理番号1番について説明いたします。議案書15ページとなっております。農地中間管理事業として福島県農業振興公社を通して、農地の貸し借りをを行うものとなっております。内容については記載のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 10番委員の復席を許します。暫時休議をいたします。

(休議)

議 長 再開をいたします。事務局から議案第50号の残り全部の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第50号の残りすべてについてご説明いたします。議案書の14ページから15ページになります。市が農用地利用配分計画を策定するに当たりまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、

農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課である経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者農政課担当職員から説明を求めます。

農政課 議案第50号のうち、整理番号2番について説明いたします。議案書15ページとなっております。農地中間管理事業として福島県農業振興公社を通して、農地の貸し借りを行うものとなっております。内容について記載のとおりとなっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第8、議案第51号、農地利用規定の変更に係る意見についてを議題といたします。この議案には議事参与の制限に該当する案件がありますので、農業委員会法第31条の規定により、2番委員には、この間、退席を願います。暫時休議をいたします。

(休議)

議 長 再開をいたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは、議案第51号についてご説明いたします。議案書の16ページから22ページになります。市が農用地利用規程を変更認定するに当たり、農業経営基盤強化促進法施行規則第24条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課である経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者農政課担当職員から説明を求めます。

農政課 議案第51号農用地利用規程の変更に係る意見についての説明をさせていただきます。議案書17ページから22ページになります。馬場西地区農用地利用規程の第10条第1項、組合は次に明記した担い手等農用地の利用集積に努めるの次にある表の現況につきまして変更いたします。現農用地利用規程において農

用地利用規程を作成した平成29年度当時の現況が記載されております。この部分を平成30年度現在の面積に変更するものです。面積につきましては、平成29年度に契約した農用地に、今年度新たに仮置き場であった土地を契約する予定となっておりますが、その土地を加えた面積となっております。以上です。

議 長 　　ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。2番委員の復席を許します。暫時休議をします。

（休議）

議 長 　　再開をします。次に、日程第9、議案第52号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局 　　議案第52号についてご説明いたします。議案書の23ページから26ページになります。詳細につきましては記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について、許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議 長 　　続きまして、今回の現地調査担当委員から補足説明があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 　　次に、日程第10、議案第53号、農地法第3条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 　　議案第53号についてご説明いたします。差しかえ後の議案書の27ページから29ページになります。詳細につきましては記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がございました。

以上です。

議 長 今回の現地調査担当委員から、補足説明があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第11、議案第54号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局 議案第54号についてご説明いたします。議案書の30ページから33ページ、申請番号1番から10番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件のみご説明いたします。申請番号2番から6番については、報告第15号整理番号1番から5番の追認を得るための案件です。続きまして、申請番号7番については、一般住宅で事業面積が500㎡を超えておりますが、通路及び回転広場の一部を奥の住宅への通路としても使用していることから妥当と判断しています。続きまして、申請番号10番については、議案第58号申請番号4番関連の案件です。農家住宅で事業面積が1,000㎡を超えておりますが、法面及び進入路の面積を除くと有効利用面積が1,000㎡未満となることから妥当と判断しています。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査担当委員から報告をお願いいたします。申請番号1番について、13番委員。

13番委員 議案第54号申請番号1番について報告します。現地案内図は1ページです。去る5月15日午前9時より、申請者と代理行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。申請事由は記載のとおりで、立地基準、一般基準ともに満たしており、何ら問題ないと判断してまいりました。皆様のご審議方よろしく願います。

議 長 次に申請番号2番について、14番委員。

14番委員 議案第54号申請番号2番について報告を申し上げます。これにつきましては、報告第15号整理番号1番との関連でございます。5月14日午前9時より、申請人の代理行政書士の立ち会いのもと、現地調査を行いました。案内図は2ページであります。当該地は宅地と地続きになっておりまして、立地基準、一般基準とも、何ら問題なしと判断いたしました。よろしくご審議のほどお願いします。

議長 次に、申請番号3番につきまして、2番委員。

2番委員 議案第54号申請番号3番の現地調査の報告をいたします。この案件は、報告第15号整理番号2番の関連案件となります。現地案内図は3ページです。去る5月14日午前10時、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査をいたしました。立地基準、一般基準ともに基準を満たしているとして判断いたしましたので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 次に、申請番号4番につきまして、11番委員。

11番委員 議案第54号申請番号4番についての報告をいたします。先ほどの報告第15号3番の関連案件です。現地案内図は4ページです。去る5月11日午後3時より、代理人である行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。その結果、立地基準、一般基準ともに満たしており、何ら問題ないと判断してまいりました。皆様のご審議方よろしくお願いいたします。

議長 次に、申請番号5番については、10番委員。

10番委員 議案第54号申請番号5番について報告いたします。5月12日午前10時から、行政書士立ち会いのもと、現地調査をいたしました。案内図は5ページになります。申請事由は記載のとおりでございます。調査の結果、立地基準、一般基準とも問題ありませんでしたのでご報告いたします。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 次に、申請番号6番、7番については、4番委員。

4番委員 議案第54号申請番号6番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は6ページです。5月14日午前11時30分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。土地の所在地から申請事由までは記載のとおりですが、この案件については、報告第15号整理番号5番の関連のものであります。申請事由としては、今回、豚舎を取り壊して、農業用倉庫を新築する計画であっ

た案件でしたが、建築確認を申請したところ、地目は畑であったというための転用申請です。また、自宅への進入路が市道と隣接しており、狭かったことから、隣接している畑を進入路として拡幅して使用。また、敷地内の畑を駐車場として使用したいとの転用申請です。進入路としては、市道と隣接しているため、公共物土木工事施工承認書も提出しております。以上のことから、調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士から聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準とも、満たしていると判断いたしました。

続いて、議案第54号申請番号7番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は7ページです。5月14日午後2時30分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。土地の所在地から申請事由までは記載のとおりですが、申請事由としては、息子さんの住宅を新築するため、今までの進入路を変更して、新たに進入路を整備するための転用申請です。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士から聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

議 長 次申請番号8番につきまして、12番委員。

12番委員 それでは報告いたします。議案第54号申請番号8番について、調査報告いたします。現地案内図は8ページになります。5月11日午前11時、代理人行政書士の立ち会いのもと、現地調査を行いました。申請内容は記載のとおりです。調査事項に基づき、調査をいたしたところ、なんら支障無きものと判断してまいりました。なお、残高証明も発行されていますので、皆様方のご審議方よろしくお願ひいたします。また、当日、現地立ち会いの折、隣接する土地は埋蔵文化財の発掘地ということで、今、盛んに作業されていまして、すぐ隣接する隣から埋蔵物の発掘ということでやっていたので、市の教育委員会の方がおりましたので、そのところを確認したところ、今回の申請地については、除外されているということでしたので、つけ加えておきます。以上です。

議 長 次申請番号9番につきまして、18番委員。

18番委員 議案第54号申請番号9番の調査の報告をいたします。所在から申請事由までは記載のとおりでございます。案内図は9ページです。5月12日午後2時より、行政書士立ち会いのもと調査項目に沿って調査した結果、立地基準、一般基準はすべて満たしていると判断しました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、申請番号10番について、7番委員。

7番委員 議案第54号申請番号10番について、現地調査の報告をいたします。この案件は、議案第58号申請番号4番に関連するものです。現地案内図は10ページです。所在から申請事由は記載のとおりです。去る5月12日午前8時30分頃より、申請人、行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査項目に基づき、申請人、行政書士からの聞き取り、また、現地の状況を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を求めます。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第12、議案第55号、農地法第5条の規定による許可申請の取下願出についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第55号についてご説明いたします。議案書の34ページ、申請番号1番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。本案件は、平成30年4月16日開催定例総会の議案第47号申請番号15番のものです。太陽光発電設備として使用するため転用申請を行いました。当初5月末の系統連系を希望していましたが、東北電力より電柱の新設が必要であり、連系まで多大な時間を要するとの連絡を受けたための取下になります。以上です。

議長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、原案のとおり取下相当として県知事に送付することといたします。

議長 次に、日程第13、議案第56号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第56号についてご説明いたします。議案書の35ページから36ページになります。申請番号1番から2番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等

は記載のとおりです。事業計画変更に係る事由ですが、申請番号1番につきましては、一般住宅及び駐車場を整備する目的で転用許可を受けており、土留工事、盛土、整地工事が完了しております。当初の転用事業者が許可後、資金不足に陥り、融資も受けられなかったため、承継者が、貸住宅及び駐車場を整備する目的で事業計画を変更するものです。続きまして、申請番号2番につきましては、一般住宅及び駐車場を整備する目的で転用許可を受けておりますが、許可に係る工事は未着手です。当初の申請時に、併用地とした原野の現況地目が農地であると判明したことから、農地転用が必要な面積が増加したため、事業計画を変更するものです。以上となります。

議 長 続きまして、今回の現地調査担当委員さんから報告をお願いいたします。申請番号1番につきまして、12番委員。

12番委員 それでは報告いたします。この案件につきましては、次に出てきます、議案第58号申請番号3番の関連で詳しく報告したいと思います。以上です。

議 長 次に、申請番号2番につきまして、7番委員。

7番委員 議案第56号申請番号2番について、現地調査の報告をいたします。この案件は58号申請番号6番と関連するものです。去る5月12日午前9時30分頃より、行政書士代理人立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、行政書士代理人から聞き取り、また現地の状況を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第14、議案第57号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局 議案第57号についてご説明いたします。議案書の37ページから38ページ、申請番号1番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等については記載のとおりです。事業計画変更に係る事由ですが、土砂を採取する目的で転用許可を受けておりますが、出荷予定業者の変更及び出荷先工事開始の遅れなどにより、一

時転用期間を延長するため、事業計画を変更するものです。以上です。

議 長 今回の現地調査担当委員から報告をお願いいたします。申請番号1番につきまして、12番委員。

12番委員 それでは報告いたします。議案第57号申請番号1番について報告いたします。現地案内図は13ページになります。5月11日午前9時、被設定人の代理人の立ち会いのもと現地状況を確認いたしました。申請内容は記載のとおりです。調査項目に基づき調査を行いましたところ、なんら支障無きものと判断してまいりました。皆様方のご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当といたしまして県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第15号、議案第58号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局 議案第58号についてご説明いたします。議案書の39ページから40ページ、申請番号1番から6番まで、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件のみご説明いたします。申請番号1番につきましては、報告第15号整理番号7番関連の案件です。続きまして、申請番号3番につきましては、議案第56号申請番号1番関連の案件です。続きまして、申請番号4番につきましては、議案第54号申請番号10番の関連の案件です。続きまして、申請番号6番につきましては、議案第56号申請番号2番関連の案件です。以上です。

議 長 今回の現地調査担当委員さんから報告をお願いいたします。申請番号1番につきまして、5番委員。

5番委員 議案第58号申請番号1番について報告いたします。なお、これは報告第15号整理番号7番関連の案件であります。現地案内図は14ページです。所在から申請事由は記載のとおりです。去る5月14日午後1時15分より、受人立ち会いのもと調査を実施いたしました。調査項目に基づき調査した結果、基準を満た

しているものと判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議 長 次に応請番号2番につきまして、17番委員。

17番委員 議案第58号申請番号2番について調査報告をいたします。現地案内図は15ページです。所在から申請事由は記載のとおりです。去る5月12日午後6時より、受人は電話で、渡人は現場で聞き取り調査いたしました結果、上下水道を利用するので、一般基準、立地基準ともに何ら問題なく満たしていると見てまいりましたので、皆様のご審議方よろしく願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号3番につきまして、12番委員。

12番委員 それでは報告いたします。議案第58号申請番号3番について調査報告いたします。現地案内図は11ページになります。なお、議案第56号申請番号1番関連の案件でございます。5月11日午前10時30分、代理人行政書士の立ち会いのもと、現地調査を行いました。申請内容は記載のとおりです。調査事項に基づき調査を行いましたところ、なんら支障無きものと判断してまいりました。また、残高証明も発行されていますので、皆様方のご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号4番、6番について、7番委員。

7番委員 議案第58号申請番号4番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は10ページです。所在から申請事由は記載のとおりです。去る5月12日8時30分頃より、譲受人、行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査項目に基づき、譲受人、行政書士から聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

続きまして、議案第58号申請番号6番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は12ページです。所在から申請事由は記載のとおりです。去る5月12日午前9時30分頃より、行政書士代理人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、行政書士代理人から聞き取り、また、現地の状況を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしく願います。

議 長 次に、申請番号5番につきまして、10番委員。

10番委員 議案第58号申請番号5番について報告いたします。5月12日午前10時3

0分より、行政書士立ち会いのもと、現地調査いたしました。案内図は6ページです。申請理由は記載のとおりです。調査の結果、立地基準、一般基準とも問題ありませんでしたのでご報告いたします。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 　　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 　　次に、日程第16、議案第59号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局 　　議案第59号についてご説明いたします。議案書の41ページから42ページ、申請番号1番から3番まで、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件のみご説明いたします。申請番号1番につきましては、第3種農地に事務所、重機置場、資材置場等を整備するものです。事業面積が3,000㎡を超えていることから、開発許可が必要な案件となっております。開発許可担当の都市計画課に確認したところ、開発許可に係る手続は順調に進んでいるとのことです。続きまして、申請番号2番につきましては、第3種農地に不動産業者が建売住宅等を建築するものです。事業面積が3,000㎡を超えていることから、開発許可が必要な案件となっております。開発許可担当の都市計画課に確認したところ、開発許可に係る手続は順調に進んでいるとのことです。最後に、申請番号3番につきましては、第3種農地に認定こども園を整備するものです。事業面積が3,000㎡を超えていることから、開発許可が必要な案件となっております。開発許可担当の都市計画課に確認したところ、開発許可に係る手続は順調に進んでいるとのことです。以上です。

議 長 　　続きまして、今回の調査担当委員から報告をお願いいたします。申請番号1番につきまして、5番委員。

5番委員 　　議案第59号、申請番号1番について報告いたします。現地案内図は17ページです。所在から申請事由は記載のとおりです。去る5月12日午後5時より、代理人行政書士及び受人立ち会いのもと、調査を実施いたしました。調査項目に基づき調査した結果、基準を満たしているものと判断いたしました。なお、鹿島

町土地改良区からの意見書、及び鹿島水利組合長の排水放流同意書が設定添付されております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 次、申請番号2番について、2番委員。

2番委員 議案第59号申請番号2番の現地調査の報告をいたします。現地案内図は18ページです。所在、申請事由等は記載のとおりです。去る5月14日午前10時30分、行政書士及び受人立ち会いのもと、現地の調査をしてまいりました。その結果、立地基準、一般基準ともに基準を満たしていると判断しましたので、皆様の審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 次、申請番号3番につきまして、8番委員。

8番委員 それでは、議案第59号申請番号3番について報告いたします。現地案内図は19ページです。5月11日午後3時頃、市役所の担当者と現地にて調査いたしました。所在から申請事由等は記載のとおりです。申請地は、小学校や宅地に囲まれた第3種農地であり、立地基準、一般基準とも、何ら問題がないと判断してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当といたしまして県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次、日程第17、議案第60号、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局 議案第60号についてご説明いたします。議案書の43ページ、申請番号1番から3番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号1番については、携帯電話基地局の設置工事のための工事作業場、通路等としての一時転用であり、転用期間は許可日から平成30年9月1日までとなっております。続きまして、申請番号2番については、側溝設置のための工事用地、資材置場としての一時転用であり、転用期間は許可日から平成30年9月28日までとなっております。続きまして、申請番号3番については、一般住宅で事業面積が500㎡を超えておりますが、進入路の面積を除くと有効利

用面積が 500 m²未満となることから妥当と判断しています。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査担当委員から報告をお願いいたします。申請番号 1 番につきまして、6 番委員。

6 番委員 議案第 6 0 号申請番号 1 番について事前調査の報告をいたします。現地案内図は 2 0 ページです。申請内容申請事由は記載のとおりです。去る 5 月 1 5 日午後 2 時頃より、被設定人の立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長 次に、申請番号 2 番について、3 番委員。

3 番委員 議案第 6 0 号申請番号 2 番についての報告をいたします。現地案内図は 2 1 ページです。5 月 1 5 日の午前 1 1 時頃、被設定人立ち会いのもと、現地にて調査を行いました。所在から申請事由は記載のとおりとなっており、立地基準、一般基準とも満たしていると思われます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 次に、申請番号 3 番について、1 1 番委員。

1 1 番委員 議案第 6 0 号申請番号 3 番について報告いたします。現地案内図は 2 2 ページです。去る 5 月 1 1 日午後 4 時より、代理人である行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしており、また、金融機関からの残高証明も添付されていることから、何ら問題ないと判断してまいりました。皆様のご審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 8、議案第 6 1 号、農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局 議案第 6 1 号についてご説明いたします。議案書の 4 4 ページから 4 5 ページ、

申請番号1番から5番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件のみご説明いたします。申請番号1番から4番については、第2種農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請です。直置き太陽光発電設備で恒久転用となっております。続きまして、申請番号5番については、報告第15号整理番号6番関連の案件であり、第2種農地に採取土仮置場、駐機場、通路、法面の恒久転用となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査担当委員から報告をお願いいたします。申請番号1番について、10番委員。

10番委員 報告いたします。議案第61号申請番号1番について報告いたします。5月12日午前11時から行政書士立会のもと、現地調査をいたしました。案内図は23ページです。申請事由は記載のとおりでございます。現地調査した結果、立地基準も一般基準も問題ありませんでしたのでご報告いたします。皆様のご審議ほどよろしくをお願いいたします。

議 長 次に、申請番号2番につきまして、9番委員。

9番委員 議案第61号申請番号2番について報告いたします。案内図は24ページです。5月14日午後1時頃、代理人であります行政書士立ち会いのもと、現地・現況を確認いたしました。申請内容は記載のとおりです。調査事項に基づき調査を行いましたところ、何ら問題なきものと判断してまいりました。以前、当場所は、介護施設建設のことで調査された経緯があるとの説明でした。皆様のご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号3番について、18番委員。

18番委員 議案第61号申請番号3番の調査結果を報告します。所在から申請事由までは記載のとおりでございます。案内図は25ページです。5月12日午後3時より、行政書士立ち会いのもと、調査項目に沿って調査した結果、立地基準、一般基準はすべて問題ないと判断しました。皆さんの審議よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、申請番号4番については、16番委員が欠席のため、事務局から報告をお願いいたします。

事務局 16番委員が欠席のため、事務局より代わって報告いたします。議案第61号申請番号4番につきまして、土地の所在から申請事由までは記載のとおりです。

現地案内図は26ページです。去る5月12日午前10時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。太陽光発電設備の設置を検討し、経産省からの発電の認可がなされ、電力会社とも受給契約も締結できたことから、この農地と山林100㎡を併用して使用貸借し、太陽光発電設備を設置するための転用申請です。敷砂利、転圧により土砂の流失を防止するとしています。雨水は自然浸透を行い、一部は西側市道側溝に放流します。この土地周辺は、道路、宅地に囲まれており、隣接地には太陽光パネルが設置されているなど、周辺の農地に影響を及ぼすことはありません。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。以上、16番委員より連絡がありましたので報告いたします。

議 長 続きまして、申請番号5番については、申請の転用面積が大規模であることから、農地専門委員会に現地調査をお願いしておりますので、農地専門委員長から報告を求めます。

農地専門委員長 議案第61号申請番号5番について、現地調査をいたしましたので報告を申し上げます。案内図は27ページであります。5月7日午前9時より農地専門委員会において現地調査をいたしました。設定人、被設定人、行政書士立ち会いのもと行いました。詳細につきましては、記載のとおりでありまして、酪農による放牧地として使用していたわけですが、酪農業の廃止とともに、使用されなくなりまして、山林化しておりました。平成22年頃から土砂を採取したわけですが、震災後は中止しておりました。再開しようとしたところ、福島県から指導があり、大規模林地開発許可の申請を行った際に農地であることが判明し、転用の申請をしたわけですが、この工事につきましては、開発許可のもとで行うことですので、周辺に対する悪影響はないと判断いたしました。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当といたしまして、県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第19、議案第62号現況確認書証明願いについてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第62号についてご説明いたします。議案書の46ページから48ページになります。今回は5件の申請がございました。土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。内容は、不耕作により非農地化したことに対する証明願いです。申請番号4番につきましては、公簿地目が原野となっておりますが、現況地目は畑となっております。申請番号2番の5筆を除く農地につきまして、非農地と判定いたしました。なお、担当農業委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告お願いいたします。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員を代表いたしまして、6番委員から報告をお願いいたします。

6番委員 議案第62号申請番号1番から5番について、去る5月7日午前10時30分頃より、調査担当委員である14番委員、7番委員、私並びに事務局の4名により、申請人立ち会いのもと、現況確認証明申請に係る現地調査を行いましたので報告をいたします。現地案内図は28ページから32ページです。まず、申請番号1番について、申請人からの土地利用状況の聞き取り、また、現況等を調査しました結果、申請地は周囲を山林に囲まれた農地で、進入路もなく、機械作業が困難なため、長年の不耕作により山林化し、農地としての再生利用が困難な状況にあるため、申請のとおり、非農地と判断いたしました。

次に、申請番号2番について、同じく申請人からの聞き取り、また、現況等調査しました結果、17筆のうち12筆の申請地は、いずれも周囲を山林に囲まれた農地で、水利も不便であり、長年の不耕作により、雑木が生い茂り、原野化している状況にあり、農地としての再生利用が困難な状況にあるため、申請のとおり、非農地と判断いたしました。このほかの5筆の農地は、申請者の住居に隣接している未整備の農地で、いずれも現況は牧草が生い茂っている状況にありますが、農地として復元することが容易に可能な農地であり、非農地化しているとは言えないと判断いたしました。

次に、申請番号3番について、同じく申請人からの聞き取り、また現況等を調査しました結果、申請地は申請地は山林に囲まれた中にある農地で、過去に、葉たばこ、桑畑でありましたが、長年の不耕作により雑木が生い茂り山林化していることから、農地としての再生利用が困難な状況にあるため、申請のとおり、非農地と判断いたしました。

次に、申請番号4番について、同じく申請人からの聞き取り、また、現況等調査しました結果、5筆の農地は、いずれも長年の不耕作により、雑木が生い茂り、明らかに山林化や原野の様相を呈しており、農地としての復元が不可能な状況にあるため、申請のとおり非農地と判断いたしました。

次に、申請番号5番については、同じく申請人からの聞き取り、また、現況と調査しました結果、申請地はいずれも長年耕作に従事する者はなく、放置状態となったため、竹、笹、雑木が繁茂し、山林化及び原野化しており、農地としての再生利用が不可能な状況にあるため、申請のとおり、農地と判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。
はい、11番委員。

11番委員 この5番の利用状況のところが、およそ20年より耕作に従事する者がなくなりって何か書き方が、おおよそ20年前なのか、平成20年なのか、この辺の書き方のおかしいと思うんですが、いかがでしょうか。

議 長 事務局。

事務局 11番委員からご指摘いただきましたとおり、あいまいな記載になっておりますが、正しくはおよそ20年前より不耕作になっていたということ、申請者から聞き取り、申請いただいております。以上です。

議 長 11番委員。

11番委員 はい、ありがとうございます。

議 長 その他質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり、決することといたします。

議 長 以上で本日より予定いたしました報告3件、並びに議案14件、合わせて17件の審議を進めて終了いたしました。これをもちまして本日の5月定例総会を閉会といたします。各委員の皆様には大変お疲れ様でした。

(終了)

閉会 午後3時30分

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

平成30年5月17日

議事録署名人(7番・ニイツマ カズノブ)

印

議事録署名人(8番・ミナミハラ マサヒロ)

印

議事録署名人(9番・フタツヤ ジュンイチ)

印